

(一社) 日本社会福祉学会名誉会員規程の改正について

名誉会員の会員適用事項に追加項目があるため、下記の通り一般社団法人日本社会福祉学会名誉会員規程を一部改正します。

一般社団法人日本社会福祉学会名誉会員規程 新旧対照

現行	改正案
<p>2010年4月1日 施行 2013年5月26日 改正</p>	<p>2010年4月1日 施行 <u>2024年5月26日 改正</u></p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(名誉会員の会員適用事項) 第4条 学会の名誉会員には次の各号の事項が適用されるものとする。 (1) 名誉会員の称号を使用することを認める。 (2) 本学会会員としての会費が免除される。 (3) 全国大会への参加費が免除される。 (4) 代議員選挙および役員選挙における選挙権、被選挙権は有しない。 (5) 上記以外の事項については、正会員と同じ扱いとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>(名誉会員の会員適用事項) 第4条 学会の名誉会員には次の各号の事項が適用されるものとする。 (1) 名誉会員の称号を使用することを認める。 (2) 本学会会員としての会費が免除される。 (3) <u>全国大会ならびに各地域ブロック主催の研究大会等への参加費が免除される。</u> (4) 代議員選挙および役員選挙における選挙権、被選挙権は有しない。 (5) 上記以外の事項については、正会員と同じ扱いとする。</p> <p>(中略)</p>
<p>附則 1 この規則は、2010年4月1日より施行する。 2 任意団体日本社会福祉学会において名誉会員であった者は、本規則にかかわらず、一般社団法人日本社会福祉学会の名誉会員に就任する。 3 第2条第1号の会長や役員職の通算年数には、任意団体日本社会福祉学会の経歴を含めるものとする。 4 通算年数の算定にあたって、1年未満の期間がある場合、当該期間が6ヶ月を超えるものについては、1年として算定するものとする。 5 この規則は、2013年5月26日から施行する。</p>	<p>附則 1 この規則は、2010年4月1日より施行する。 2 任意団体日本社会福祉学会において名誉会員であった者は、本規則にかかわらず、一般社団法人日本社会福祉学会の名誉会員に就任する。 3 第2条第1号の会長や役員職の通算年数には、任意団体日本社会福祉学会の経歴を含めるものとする。 4 通算年数の算定にあたって、1年未満の期間がある場合、当該期間が6ヶ月を超えるものについては、1年として算定するものとする。 5 この規則は、2013年5月26日から施行する。 <u>6 この規則は、2024年5月26日から施行する。</u></p>